

平成 28 年 3 月

電力受給に使用するお客さま所有電力量計(高圧・特別高圧)の取扱変更について

平素より当社事業につきまして、ご理解とご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、これまで太陽光発電設備等で発電した電気を当社に販売する際に使用する高圧・特別高圧用の電力量計(変成器等の付属装置を含み、以下、「受給用電力量計等」と言います。)については、お客さまに設置および管理をお願いしておりましたが、平成 28 年 4 月 1 日より当社が設置および管理することといたしましたので、下記のとおりご案内いたします。

記

1. 受給用電力量計(高圧・特別高圧)に関する取扱変更内容

(1) 取扱変更内容

新增設については、平成 28 年 4 月 1 日以降の系統連系・電力購入申込み受付分より、お客さまから受給用電力量計等の設置に必要となる費用を申し受けた上で、当社が設置および管理することといたします。

既設については、平成 28 年 4 月以降に受給用電力量計等の検定有効期間満了となるお客さまを対象に順次お知らせし、お客さまから受給用電力量計等の取替に必要となる費用を申し受けた上で、当社が取替および管理することといたします。

適用日	変更前	変更後
	平成 28 年 3 月 31 日(木)まで	平成 28 年 4 月 1 日(金)以降
新增設時	お客さまによる設置および管理	当社による設置および管理 (費用はお客さま負担)
既設分の検定有効期間満了時	お客さまによる取替および管理	当社による取替および管理 (費用はお客さま負担)

(2) 費用

工事費負担金については、工事着手前にお客さまから以下のとおり申し受けます。

a. 新增設時

受給用電力量計については、設置費用の全額をお客さまから申し受けます。変成器(VCT)は、原則、当社の供給用電力量計と共用とし、折半の負担といたします。

なお、発電設備が連系しない場合に比べて供給用電力量計や共用 VCT の増分費用が発生する場合については、お客さまから増分費用を申し受けます。

b. 既設分の検定有効期間満了時

受給用電力量計等の取替費用については、全額をお客さまから申し受けます。また、変成器(VCT)を共用する場合は、折半の負担といたします。

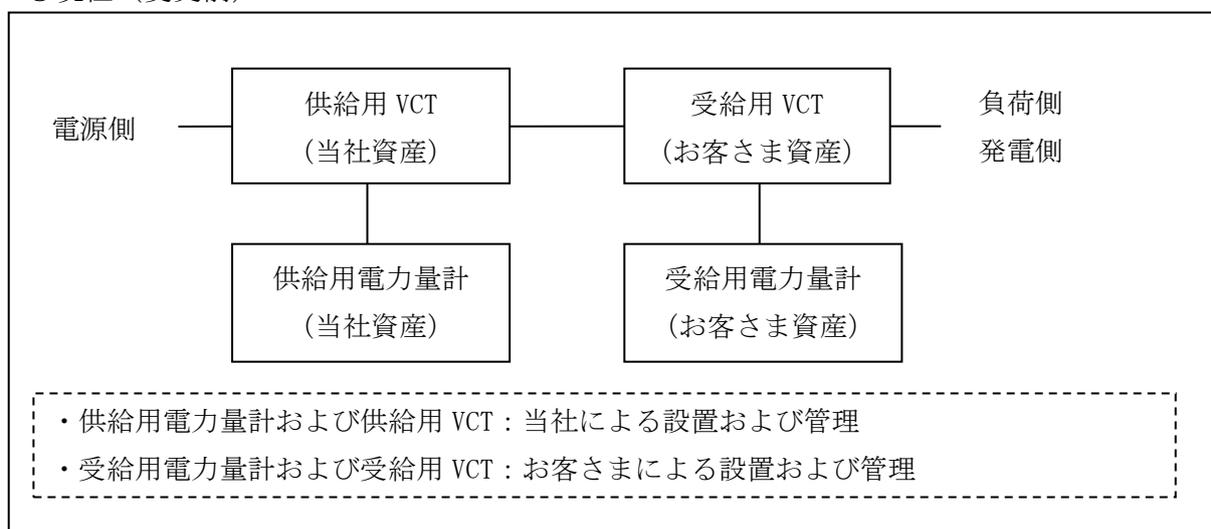
なお、受給用電力量計等(お客さま資産)の取り外しについては、お客さまの費用負担にて電気工事会社に依頼し、取り外し(配線改修等を含む)していただきますようお願いいたします。

2. 留意事項

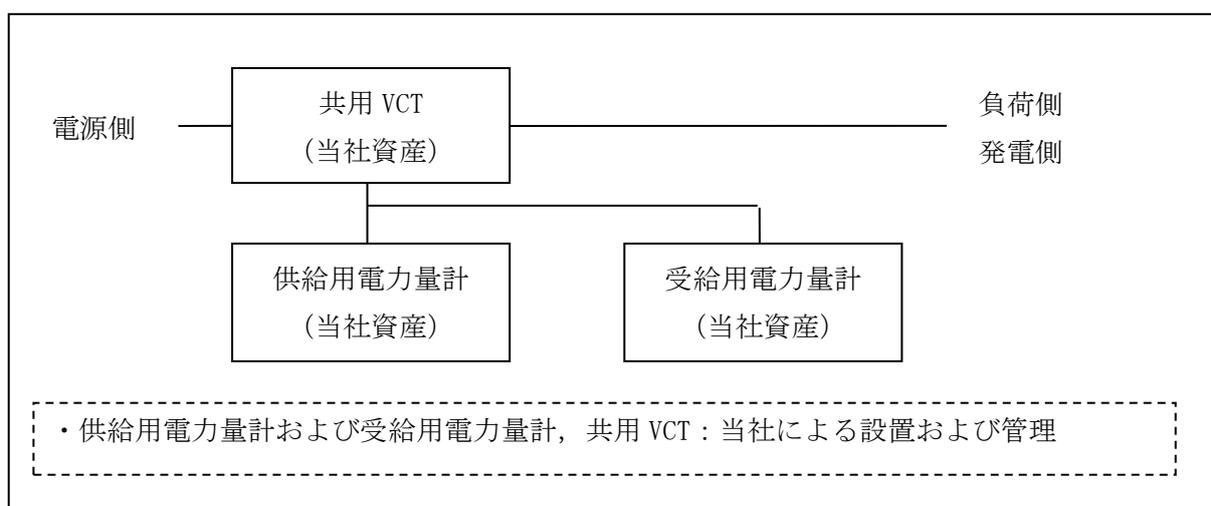
- 平成 28 年 3 月 31 日までの新增設申込みについては、原則として、これまでどおり、お客さまにて受給用電力量計（高圧・特別高圧）をご準備いただくこととなりますので、ご留意のほどお願いいたします。
- 平成 28 年 3 月までに検定有効期間が満了する受給用電力量計（高圧・特別高圧）をご使用中のお客さまにつきましては、これまでどおり検定有効期間満了までにお客さまにてお取替くださいますよう、お願いいたします。
- 受給用電力量計等の設置ならびに費用負担についてご不明な場合は、お近くの北海道電力へお問合せをお願いいたします。

3. 今後の電力量計施設状況図

○現在（変更前）



○平成 28 年 4 月 1 日以降（変更後）



以上